

## 受託研究、委託研究、共同研究の実施状況

国立研究開発法人  
日本原子力研究開発機構  
安全研究・防災支援部門  
安全研究センター

## 1. 概要

安全研究センターは、第2回規制支援審議会(平成26年11月13日)のコメント等を踏まえ、規制支援に直結する原子力規制委員会からの受託事業の進め方について方策を定めたところである(規審参3-1「規制支援に直結する原子力規制委員会からの受託事業の進め方について」(平成27年2月16日))。

今般、平成27年度の受託事業が、上記方策に基づいて進められたかどうか以下のとおり確認を行った。方策には、受託事業の一環として行う再委託研究、共同研究についても定めがあるため、合わせて確認を行った。

## 2. 受託研究

方策に定めた各事項について、受託事業毎に確認した。別表には、中立性・透明性の確保に影響を与える可能性があると思われる箇所へ「○」を付している。

安全研究センターは原子力規制庁からの受託事業のみであり、原子力事業者に対して許認可対象となる設備を製作し提供していないため、方策の2.(1)①②は該当がない。

方策の2.(1)③について、原災法の加工事業許可を受けた者<sup>\*1</sup>からの出向者を従事させている受託事業が1件あるが、当該受託(「燃料デブリの処理・処分に関する予察的調査」)の事業内容は加工事業ではなく、利益相反の問題が発生しないと考えている。その他の受託事業においては、原子力事業者(のうち、受託事業の対象となる施設等の許可等を受けた者)からの出向者を受託事業に従事させていない。

再委託を行っている受託事業については、方策の2.(1)④に定める「再委託先の従事者が原子力事業者からの受託事業や契約業務に従事」していないことを確認する必要があるため、再委託の実施に当たり、実施担当者間で別添様式により確認を行った。

受託事業の実施担当者は安全研究センターの本務者であり(方策の2.(2)①)、センター外(原子力機構内)の専門家が兼務者として受託事業に従事する場合には、方策の2.(2)②に定める兼務者が、原子力事業者からの受託事業や契約業務に携わ

っており、かつ原子力機構内において受託事業が対象としている規制対象施設の管理にも携わっていないことを確認した。

その他の方策に定める各項目については、確認した結果、特に該当がなかった。

### 3. 委託研究

再委託研究は、3件の受託事業の一環として、合計7件行っている。方策の2.(1)④に定める確認は上記に同である。

### 4. 共同研究

方策4. に定める、受託事業を遂行するに当たって締結する共同研究は該当がなかった。

\*1 原子力災害対策特別措置法（平成十一年十二月十七日法律第百五十六号）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

三 原子力事業者 次に掲げる者（政令で定めるところにより、原子炉の運転等のための施設を長期間にわたって使用する予定がない者であると原子力規制委員会が認めて指定した者を除く。）をいう。

イ 規制法第十三条第一項の規定に基づく加工の事業の許可（規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者

ロ 規制法第二十三条第一項の規定に基づく試験研究用等原子炉の設置の許可（規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含み、船舶に設置する試験研究用等原子炉についての許可を除く。）を受けた者

ハ 規制法第四十三条の三の五第一項の規定に基づく発電用原子炉の設置の許可（規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者

ニ 規制法第四十三条の四第一項の規定に基づく貯蔵の事業の許可（規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者

ホ 規制法第四十四条第一項の規定に基づく再処理の事業の指定（規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者

ヘ 規制法第五十一条の二第一項の規定に基づく廃棄の事業の許可（規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者

ト 規制法第五十二条第一項の規定に基づく核燃料物質の使用の許可（規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者（規制法第五十六条の三第一項の規定により保安規定を定めなければならないこととされている者に限る。）

別添様式

平成年月日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
安全研究センター 再委託事業担当者 殿

機関  
所属  
担当者

印

規制支援に直結する原子力規制委員会からの再委託事業の進め方について

安全研究センターからの下記再委託事業を進めるに当たっては、原子力事業者からの受託事業や契約業務に従事いたしません。

再委託事業件名 「        」